

綾瀬市
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
進行管理・評価報告書
(令和5年度実績)



令和7年2月

綾瀬市

— 目 次 —

I 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の 進行管理・評価について	P. 1
1. 綾瀬市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について	P. 1
2. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価について	P. 2
II 「令和5年度の目標」の進行管理・評価	P. 4
目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	P. 4
目標2 地域生活支援拠点等の整備	P. 6
目標3 福祉施設から一般就労への移行等	P. 8
目標4 障がい児支援の提供体制の整備等	P. 10
目標5 相談支援体制の充実・強化等	P. 13
目標6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに 係る体制の構築	P. 15
III 障害福祉サービス等の実績	P. 17
1. 障害福祉サービス・相談支援	P. 17
2. 障害児通所支援・障害児相談支援	P. 17
3. 地域生活支援事業	P. 18
4. 発達障がい者等に対する支援	P. 18
5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	P. 19
IV 進行管理・評価報告書全体を通して ～評価会議委員からの意見～	P. 20
V 参考資料	P. 21
1. サービスの種類と内容	P. 21
2. 綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価に 係る評価会議委員名簿	P. 24

I 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進行管理・評価について

1. 綾瀬市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について

(1) 概要

綾瀬市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（以下、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として、定めた計画です。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標

障がい福祉計画・障がい児福祉計画では、「令和5年度の目標」として6つの目標を掲げるとともに、必要なサービス量の見込みを各年度に設定しています。

【令和5年度の目標】

- 目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 目標2 地域生活支援拠点等の整備
- 目標3 福祉施設から一般就労への移行等
- 目標4 障がい児支援の提供体制の整備等
- 目標5 相談支援体制の充実・強化等
- 目標6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【必要量の見込を設定しているサービスの種類】

障害福祉サービス等
①訪問系サービス ②日中活動系サービス ③居住系サービス ④相談支援
障害児通所支援等
①障害児通所支援 ②障害児相談支援
地域生活支援事業
①相談支援事業 ②意思疎通支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤重度障害者移動支援事業 ⑥住宅改良費助成事業 ⑦地域活動支援センター ⑧その他事業
発達障がい者等に関する支援
①発達障がい者等に対する支援
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る支援
①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

2. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価について

(1) 評価体制

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価については、令和3年度（令和2年度実績の評価）より、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」（以下、「あやとも協議会」という。）において進行管理・評価を行っています。

令和5年度は、計画の進行状況（実績の報告）及び市が行った評価を踏まえ、あやとも協議会から選出された5名の委員による評価会議において評価を行い、その結果をあやとも協議会へ報告し、計画の進行状況の確認と令和5年度実績に対する評価を決定しました。

(2) 評価方法

令和5年度の目標として設定した6つの目標について、PDCAサイクルの視点でまとめた「綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画進行管理・評価シート」を作成し、5段階の評価基準により、市による評価及び評価会議による評価を行いました。

また、各サービスの見込量に対する実績については、計画期間である令和3年度から令和5年度までの実績をまとめています。

【6つの目標の評価基準】

区分	指 標（下段は計画期間最終年度の指標）
A	順調に進んでいる 計画どおり実行でき、目標（目的）も達成できた
B	概ね順調に進んでいる 計画どおり実行できない部分もあったが、概ね目標（目的）は達成できた
C	進捗がやや遅れている 計画どおり実行できない部分もあったが、目標（目的）の5割程度は達成できた
D	進捗が遅れている 計画どおり実行できない部分があり、一部の目標（目的）しか達成できなかった
E	計画達成困難（計画最終年度を待たず、達成が困難） 計画未達成（計画どおり実行できず、目的も達成できなかった）

Ⅱ 「令和5年度の目標」の進行管理・評価

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 1	福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】	計画期間	令和3年度 ～令和5年度																																				
市の考え方 ・ 具体的目標	<p>入所者の地域生活移行には、中長期的な視点からサービス内容の周知、利用方法、提供体制など様々な課題解決を図るとともに、当事者等の意向を尊重して取り組む必要があります。</p> <p>自分らしく地域でいきいきと暮らせるよう、地域での生活の場となるグループホームの充実を図るとともに、日中活動の場の確保を進めていきます。</p> <p>また、地域での生活を安心して継続していけるよう、地域定着支援や障がい児者相談支援センターでの一般相談支援事業等の相談体制の確保を継続していきます。</p> <p><具体的目標></p>																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>数値</th> <th>考 え 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度末の入所者数 (A)</td> <td>78人</td> <td>令和元年度末の数</td> </tr> <tr> <td>【目標値】地域生活移行 (B)</td> <td>5人 (6%)</td> <td>(A)のうち令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標値</td> </tr> <tr> <td>新たな施設入所利用者 (C)</td> <td>3人</td> <td>令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み</td> </tr> <tr> <td>令和5年度末の入所者数 (D)</td> <td>76人</td> <td>令和5年度末の利用人員見込み</td> </tr> <tr> <td>【目標値】入所者減少見込み (E)</td> <td>2人 (1.6%)</td> <td>差引減少見込み数 (A-D)</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	数値	考 え 方	令和元年度末の入所者数 (A)	78人	令和元年度末の数	【目標値】地域生活移行 (B)	5人 (6%)	(A)のうち令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標値	新たな施設入所利用者 (C)	3人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み	令和5年度末の入所者数 (D)	76人	令和5年度末の利用人員見込み	【目標値】入所者減少見込み (E)	2人 (1.6%)	差引減少見込み数 (A-D)																		
項 目	数値	考 え 方																																					
令和元年度末の入所者数 (A)	78人	令和元年度末の数																																					
【目標値】地域生活移行 (B)	5人 (6%)	(A)のうち令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標値																																					
新たな施設入所利用者 (C)	3人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み																																					
令和5年度末の入所者数 (D)	76人	令和5年度末の利用人員見込み																																					
【目標値】入所者減少見込み (E)	2人 (1.6%)	差引減少見込み数 (A-D)																																					
令和5年度 実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="4">実 績</th> <th rowspan="2">目標 (R5年度末)</th> </tr> <tr> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>施設入所者の減少数 (A-D)</td> <td>2人増</td> <td>0人</td> <td>3人増</td> <td>—</td> <td>2人減</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末の入所者数 (A)</td> <td colspan="4">78人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>各年度末の入所者数 (D)</td> <td>80人</td> <td>78人</td> <td>81人</td> <td>—</td> <td>76人</td> </tr> </tbody> </table>					項 目	実 績				目標 (R5年度末)	R 3	R 4	R 5	合計	令和元年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数	0人	0人	0人	0人	5人	施設入所者の減少数 (A-D)	2人増	0人	3人増	—	2人減	令和元年度末の入所者数 (A)	78人				—	各年度末の入所者数 (D)	80人	78人	81人	—	76人
	項 目	実 績					目標 (R5年度末)																																
R 3		R 4	R 5	合計																																			
令和元年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数	0人	0人	0人	0人	5人																																		
施設入所者の減少数 (A-D)	2人増	0人	3人増	—	2人減																																		
令和元年度末の入所者数 (A)	78人				—																																		
各年度末の入所者数 (D)	80人	78人	81人	—	76人																																		
<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度中の新規施設入所者 3人 																																							

市の評価	E	<p>評価理由</p> <p>令和5年度中に地域生活への移行がなく、本人の施設入所希望により新たに3人が施設に入所し、見込みより新規入所者数が多く、地域生活へ移行した人数は目標数値を達成できなかったため。</p>
今後に向けて	<p>福祉施設入所者の地域生活への移行は、令和6年度からを計画期間とする第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画においても、引き続き目標として設定しています。令和5年度末時点での目標は達成できませんでしたが、今後も障がい者やその家族が多様な地域生活の場を選択できるようグループホームの充実や日中活動の場の確保を進めるとともに、充実した地域生活を送るために地域移行支援・地域定着支援の活用や一般相談支援事業等の相談体制の確保と継続、日中活動系サービスなどを提供できる基盤の充実を図り、当事者等の意向を尊重して取り組んでいきます。</p>	
評価会議の評価	E	<p>評価理由</p> <p>令和5年度末時点で地域生活へ移行した人数の目標が達成できていない要因として、施設から移行するために必要な、重度者に対応できるグループホーム等の整備や、重度の方も過ごすことができる日中活動の場の確保・充実が図られていないことが考えられ、解決への努力を求めます。また、グループホーム入所者にとって専門性や人員配置などのソフト面での強化が必要ですが、十分な体制は整っていないと感じます。</p> <p>福祉施設入所者の地域移行は、家族の高齢化及び入所者の個人意識の問題が強く、多くの支援が必要になり難しい問題です。障がい者やその家族が多様な地域生活の場を選択できるような条件整備について、特に肢体不自由を伴う方の地域の体制が未整備であることが今後の課題だと考えます。</p>

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 2	地域生活支援拠点等の整備【継続】	計画期間	令和3年度 ～令和5年度																																									
<p>市の考え方 ・ 具体的目標</p>	<p>基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターを本市における地域生活支援拠点として位置づけ、面的な整備を進めてきました。</p> <p>地域生活支援拠点として国が求める機能を地域の施設・事業所と連携しながら充実させていくとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据えた講演会・相談会等の事業を引き続き実施し、安心して地域生活が送れるように支援していきます。併せて、障がい特性により支援が困難な場合や緊急的な支援が必要な場合は、引き続き県が実施する「障害福祉サービス等地域拠点事業所」及び「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」等を活用し、広域な連携を図っていきます。</p> <p>また、地域生活支援拠点のさらなる機能の充実のため、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」にて、年1回の運用状況の検証を行っています。</p>																																											
<p>令和5年度 実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="379 1086 849 1182">項 目</th> <th colspan="3" data-bbox="849 1086 1270 1182">実 績</th> <th data-bbox="1270 1086 1430 1182">目標 (R5年度末)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th data-bbox="849 1182 991 1261">R 3</th> <th data-bbox="991 1182 1131 1261">R 4</th> <th data-bbox="1131 1182 1270 1261">R 5</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="379 1261 849 1339">地域生活支援拠点等の整備</td> <td data-bbox="849 1261 991 1339">4機能 整備済</td> <td data-bbox="991 1261 1131 1339">5機能 整備済</td> <td data-bbox="1131 1261 1270 1339">5機能 整備済</td> <td data-bbox="1270 1261 1430 1339">整備 (5機能)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1339 475 1624" rowspan="5">国が示す 拠点の5つの機能 地域生活支援</td> <td data-bbox="475 1339 849 1406">相談</td> <td data-bbox="849 1339 991 1406">○</td> <td data-bbox="991 1339 1131 1406">○</td> <td data-bbox="1131 1339 1270 1406">○</td> <td data-bbox="1270 1339 1430 1624" rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1406 849 1473">緊急時の受け入れ・対応</td> <td data-bbox="849 1406 991 1473">○</td> <td data-bbox="991 1406 1131 1473">○</td> <td data-bbox="1131 1406 1270 1473">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1473 849 1541">体験の機会・場</td> <td data-bbox="849 1473 991 1541">整備に向けた検討</td> <td data-bbox="991 1473 1131 1541">○</td> <td data-bbox="1131 1473 1270 1541">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1541 849 1608">専門的人材の確保</td> <td data-bbox="849 1541 991 1608">○</td> <td data-bbox="991 1541 1131 1608">○</td> <td data-bbox="1131 1541 1270 1608">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1608 849 1624">地域の体制づくり</td> <td data-bbox="849 1608 991 1624">○</td> <td data-bbox="991 1608 1131 1624">○</td> <td data-bbox="1131 1608 1270 1624">○</td> </tr> </tbody> </table>				項 目		実 績			目標 (R5年度末)			R 3	R 4	R 5		地域生活支援拠点等の整備		4機能 整備済	5機能 整備済	5機能 整備済	整備 (5機能)	国が示す 拠点の5つの機能 地域生活支援	相談	○	○	○		緊急時の受け入れ・対応	○	○	○	体験の機会・場	整備に向けた検討	○	○	専門的人材の確保	○	○	○	地域の体制づくり	○	○	○
項 目		実 績			目標 (R5年度末)																																							
		R 3	R 4	R 5																																								
地域生活支援拠点等の整備		4機能 整備済	5機能 整備済	5機能 整備済	整備 (5機能)																																							
国が示す 拠点の5つの機能 地域生活支援	相談	○	○	○																																								
	緊急時の受け入れ・対応	○	○	○																																								
	体験の機会・場	整備に向けた検討	○	○																																								
	専門的人材の確保	○	○	○																																								
	地域の体制づくり	○	○	○																																								
<p>市の評価</p>	<p>A</p>	<p>評価理由</p>	<p>令和4年度末に、国の示す5つの機能の整備が完了し、令和5年度も継続して機能しているため。</p>																																									

<p>今後に向けて</p>	<p>令和6年度からを計画期間とする第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画において『地域生活支援の充実』という目標を設定しておりますが、これは第6期計画で整備された地域生活支援拠点等のさらなる機能強化・充実を図る趣旨となっています。障がい者が地域生活を安心して送れるように、地域の施設・事業所との連携の強化を図るとともに、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」において、地域生活支援拠点の機能の運用状況の検証を行い、拠点コーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能の充実に引き続き取り組みます。</p> <p>また、強度行動障害を有する者の状況や支援ニーズを把握し、関係機関と連携しながら支援体制の整備を進めていきます。</p>	
<p>評価会議の評価</p>	<p>A</p>	<p>評価理由</p> <p>地域生活支援拠点等の国が示す5つの機能の整備については完了しているため、評価できます。</p> <p>整備された機能の一つである緊急時の受け入れ対応については、短期入所を給付申請していない方や強度行動障害を有する利用者、医療的ケアを必要とする利用者、肢体不自由がある方などの受け入れ体制の整備が課題ですが、市が単独でこれらを整備することは困難な部分も多く、県央圏域市町村らと連携し、神奈川県事業としての広域の地域生活支援拠点の機能強化を求めていくなど、問題の解決に繋げていくことを求めます。</p>

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 3	福祉施設から一般就労への移行等【継続】	計画期間	令和3年度 ～令和5年度												
市の考え方 ・ 具体的目標	<p>福祉施設での各種訓練を経て、企業等へ一般就労することは重要な課題です。能力開発や訓練を行う機関、ハローワーク等関係機関と連携し雇用の場を開拓し、就労の場を確保するとともに、就労に関する情報の提供・相談支援体制の充実を図り、引き続き障がい者の一般就労への支援を行います。</p> <p>また、就労定着支援事業所と相談支援事業所の連携を強化することで、就労後の生活面の課題も含めた就労定着に向けての支援が行える体制を構築します。</p> <p><具体的目標></p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【基準】 一般就労移行者数（全体）</td> <td>11人</td> <td rowspan="4">令和元年度実績</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援A型事業</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援B型事業</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>			項目	数値	考え方	【基準】 一般就労移行者数（全体）	11人	令和元年度実績	就労移行支援事業	7人	就労継続支援A型事業	1人	就労継続支援B型事業	3人
	項目	数値	考え方												
	【基準】 一般就労移行者数（全体）	11人	令和元年度実績												
	就労移行支援事業	7人													
	就労継続支援A型事業	1人													
	就労継続支援B型事業	3人													
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>【目標値】 一般就労移行者数（全体）</td> <td>16人 (1.27倍)</td> <td rowspan="5">令和5年度目標</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業</td> <td>10人 (1.30倍)</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援A型事業</td> <td>2人 (1.26倍)</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援B型事業</td> <td>4人 (1.23倍)</td> </tr> </tbody> </table>			【目標値】 一般就労移行者数（全体）	16人 (1.27倍)	令和5年度目標	就労移行支援事業	10人 (1.30倍)	就労継続支援A型事業	2人 (1.26倍)	就労継続支援B型事業	4人 (1.23倍)			
	【目標値】 一般就労移行者数（全体）	16人 (1.27倍)	令和5年度目標												
	就労移行支援事業	10人 (1.30倍)													
就労継続支援A型事業	2人 (1.26倍)														
就労継続支援B型事業	4人 (1.23倍)														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>【目標値】 一般就労への移行者の就労定着支援事業の利用率</td> <td>7割以上</td> </tr> </tbody> </table>				【目標値】 一般就労への移行者の就労定着支援事業の利用率	7割以上										
【目標値】 一般就労への移行者の就労定着支援事業の利用率	7割以上														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>【目標値】 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所</td> <td>7割以上</td> </tr> </tbody> </table>			【目標値】 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	7割以上											
【目標値】 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	7割以上														

	実績				目標 (R5年度末)
	項目	R3	R4	R5	
令和5年度 実績	一般就労移行者数（全体）	16人	15人	8人	16人
	就労移行支援事業	14人	8人	5人	
	就労継続支援 A型事業	0人	1人	0人	
	就労継続支援 B型事業	2人	6人	3人	
	一般就労への移行者の就労定着 支援事業の利用率	3割	6割	3割	7割以上
	就労定着支援事業所のうち就労 定着率が8割以上の事業所	10割	0割	10割	7割以上
市の評価	D	評価理由	一般就労移行者の全体数、移行者の就労定着支援事業の利用率については目標を達成できていないが、就労定着率については目標を達成できたため。		
今後に向けて	<p>福祉施設での各種訓練を経て企業等へ一般就労することは重要な課題であることから、障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、能力開発等を行う機関やハローワーク等の関係機関と連携し、多様な就労の場の確保に取り組めます。</p> <p>また、綾瀬市障がい児者相談支援センターをはじめ、就労定着支援事業所や相談支援事業所との連携の強化を図り、就労の継続に向けて、就労後の生活面の課題も含めた支援に取り組めます。</p> <p>さらに、企業に障がいに対する理解や障がい特性に応じた短時間労働等の働き方の啓発を行い、企業、障がい者双方が安心できる就労環境の推進を図ります。</p>				
評価会議の 評価	D	評価理由	<p>市単独での就労相談事業の中で実質的な定着支援を行っており、就労定着率についての目標が達成できていることについては評価できます。</p> <p>しかし、一般就労は障がい者一人ひとりの考え方による影響が大きいほか、受入れる企業等の理解が必要不可欠であり、数字にはなかなか結果が出ません。</p> <p>市内全体で、離職者の現状も把握しつつ、障がい者と企業側双方へサポートできる体制づくりに取り組む必要があると考えます。</p>		

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 4	障がい児支援の提供体制の整備等【継続】	計画期間	令和3年度 ～令和5年度																							
<p>市の考え方 ・ 具体的目標</p>	<p>児童発達支援センターもみの木園を中心に、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業を引き続き実施し、さらに保育所等訪問支援事業については令和5年度までの活動指標を設定し、インクルージョンを推進します。また、ライフステージに沿って切れ目の無い重層的な支援を提供するため、市内事業所との支援ネットワークの強化、幼稚園や保育所等、小学校に対して集団生活への対応や発達の遅れなどがある児童を早期に適切な療育につなげるための専門的な支援や助言等の地域支援を行います。</p> <p>また、重症心身障がい児に対する児童発達支援事業はもみの木園で継続して行い、放課後等デイサービス事業については引き続き医療的ケア児の受け入れを行う事業所を支援するとともに、事業所に周知を行うことで受け入れ先の確保をしていきます。</p> <p>さらに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として設置している、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」のこども支援連携連絡会において、児童発達支援センターもみの木園に配置している医療的ケア児に関するコーディネーターや専門機関と連携しながら、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援が提供できる体制の強化を行います。</p>																									
	<p><活動指標></p>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>見込み</th> <th colspan="4">第6期目標</th> </tr> <tr> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保育所等訪問支援</td> <td>見込量(人日/月)</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>実利用者数(人/月)</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>					項目	単位	見込み	第6期目標				R2	R3	R4	R5	保育所等訪問支援	見込量(人日/月)	8	10	12	14	実利用者数(人/月)	4	5	6
項目	単位	見込み	第6期目標																							
		R2	R3	R4	R5																					
保育所等訪問支援	見込量(人日/月)	8	10	12	14																					
	実利用者数(人/月)	4	5	6	7																					

	項 目	実 績			目 標
		R 3	R 4	R 5	(R5年度末)
令和5年度 の実績	① 児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業の実施	実施	実施	実施	実施
	② 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済 (2回)	設置済 (2回)	設置済 (2回)	設置
	③ 医療的ケア児コーディネーターによる包括的支援体制強化を図るための取り組み	実施 (1回)	実施 (1回)	実施 (1回)	実施
	重症心身障がい児への支援				
	④ 児童発達支援事業の実施	実施 (1事業所)	実施 (1事業所)	実施 (1事業所)	実施
	⑤ 放課後等デイサービス事業所の設置	設置 (1事業所)	設置 (1事業所)	実施 (1事業所)	設置に向けた取組の推進 (1か所以上の設置)
⑥ 保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)	7人	9人	7人	14人
	実利用者数 (人/月)	4人	5人	7人	7人
【参考】 <ul style="list-style-type: none"> ・①は、もみの木園（児童発達支援センター）を中心に実施 ・②は、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」の「こども支援連絡会」を協議の場として位置付け ・③は、もみの木園（児童発達支援センター）で実施 ・④は、もみの木園（児童発達支援センター）で実施 ・⑤は、市が規定する要件を満たした市内事業所へ補助を行うことで、受け入れ体制を確保 ・⑥は、もみの木園（児童発達支援センター）を中心に実施 					
市の評価	B	児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、保育所等相談支援事業、相談支援事業等については、もみの木園（児童発達支援センター）を中心に取り組んでいますが、保育所等訪問支援は、実利用者数は増加しているものの利用量が減少し、目標を達成できなかったため。			

<p>今後に向けて</p>	<p>ライフステージに沿った切れ目のない重層的な支援を提供するため、市内事業所との支援ネットワークの強化や適切な療育につなげるための専門的な支援や助言等の地域支援に取り組みます。</p> <p>また、こども支援連携連絡会において、医療的ケア児等連絡会も発足したことから、医療的ケア児に関するコーディネーターを中心に市内保育所や関係機関と専門機関で連携しながら、医療的ケア児に対しての総合的・包括的な支援が提供できる体制の強化に引き続き努めていきます。</p>	
<p>評価会議の評価</p>	<p>B</p>	<p>評価理由</p> <p>もみの木園を中心とした相談窓口の一元化が図られており、総合的な支援体制が構築され充実してきています。また、医療的ケア児連絡会が発足し、医療的ケア児に対しての支援の充実も図られていると感じます。</p> <p>今後については、支援を必要とする児童の増加に対応するため、もみの木園の人員強化と関係機関それぞれの支援力向上を目指してほしいと思います。また、保育所等訪問事業については、初回訪問、評価検討、フォローアップなどをシステムとして実施するなど継続的な取り組みや工夫が必要であると考えます。</p>

目標 5	相談支援体制の充実・強化等【新規】	計画期間		令和3年度 ～令和5年度		
市の考え方 ・ 具体的目標	<p>基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターで実施している総合的・専門的な相談支援では、関係専門機関と連携し、障がいの種類に応じて専門性のある職員を相談員として配置するとともに、関係機関や児童発達支援センターもみの木園等とも連携することで、適切な支援につなげられる体制を継続していきます。</p> <p>また、市内の相談支援事業所との定期連絡会の開催、事業所の指導や人材育成のための研修会を引き続き実施していきます。さらに、発達障がいや精神科的な課題を持つ知的障がいの方への対応や、「親なきあと」を見据えた権利擁護に関する課題にも対応するために司法専門職との連携等に係る研修等も実施し、相談支援体制の強化に向け取り組んでいきます。</p>					
	項 目			数値		
	総合的・専門的な相談支援の実施			引き続き実施		
	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数			54件/年		
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			12件/年		
	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数			12回/年		
令和5年度 実績	項 目		実 績		目 標 (R5年度末)	
			R 3	R 4	R 5	
	総合的・専門的な相談支援の実施		引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		35件	54件	54件	54件/年
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数		16件	22件	21件	12件/年
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数		11件	18件	23件	12件/年	

市の評価	A	評価理由	総合的・専門的な相談支援を実施し、前年度から継続して、すべての項目で目標を達成できたため。
今後に向けて	<p>令和6年度からを計画期間とする第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画においても、引き続き目標として設定し、基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターを中心に、関係専門機関と連携しながら、障がい者自身の希望や意思を尊重しその実現に向け、障がいの種別に限らず、性別、年齢、生活実態などの個別性に応じた包括的・専門的な相談支援体制の強化に取り組みます。</p> <p>また、相談支援事業所に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援として、連絡会や研修会の継続的な開催や、司法専門職との連携等による研修等を実施し、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>さらに、協議会での個別事例検討などで出た課題を踏まえ、地域支援の取り組み活性化を図ります。</p>		
評価会議の評価	A	評価理由	<p>障がい児者相談支援センターが十分機能しており、関係機関との連携により相談支援体制が充実しているため、計画通り実行できていると評価できます。</p> <p>今後は相談支援体制だけでなく、障がい者の包括的、専門的な支援の充実にも取り組んでほしいと考えます。</p>

目標 6	障害福祉サービス等の質を向上させるための 取り組みに係る体制の構築 【新規】		計画期間	令和3年度 ～令和5年度																																					
市の考え方 ・ 具体的目標	<p>障害福祉サービス等の利用状況を把握し、必要とする障害福祉サービス等が提供できているか検証するために、県が実施する障害福祉サービス等に係る初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修ほか、専門的な知識習得のための各種研修会に障がい福祉課在籍職員の8割程度にあたる10人が参加することを目標とし、今後も継続して積極的に参加していきます。</p> <p>また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析を引き続き実施し、事業所等とも連携をしながら、適正な運営を行っている事業所の確保を継続して行っています。</p>																																								
令和5年度 実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項 目</th> <th colspan="3">実 績</th> <th rowspan="2">目 標 (R5年度末)</th> </tr> <tr> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">県主催研修、各種研修実参加人数</td> <td>9人</td> <td>10人</td> <td>9人</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県主催研修、各種研修参加回数</td> <td>29回</td> <td>17回</td> <td>28回</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">研修 内容</td> <td>手帳交付事務関係</td> <td>2回</td> <td>3回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>虐待防止・権利擁護研修</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>身体・知的初任者研修</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>その他各種研修</td> <td>24回</td> <td>11回</td> <td>19回</td> </tr> </tbody> </table>				項 目		実 績			目 標 (R5年度末)	R 3	R 4	R 5	県主催研修、各種研修実参加人数		9人	10人	9人	/	県主催研修、各種研修参加回数		29回	17回	28回	研修 内容	手帳交付事務関係	2回	3回	1回	虐待防止・権利擁護研修	1回	1回	1回	身体・知的初任者研修	2回	2回	7回	その他各種研修	24回	11回	19回
項 目		実 績					目 標 (R5年度末)																																		
		R 3	R 4	R 5																																					
県主催研修、各種研修実参加人数		9人	10人	9人	/																																				
県主催研修、各種研修参加回数		29回	17回	28回																																					
研修 内容	手帳交付事務関係	2回	3回	1回																																					
	虐待防止・権利擁護研修	1回	1回	1回																																					
	身体・知的初任者研修	2回	2回	7回																																					
	その他各種研修	24回	11回	19回																																					
市の評価	B	評 価 理 由 <p>各種の研修に28回参加し、障害福祉サービス等の質を向上させるための専門的な知識や付随する技能を習得するよう努め、研修の参加人数についても概ね達成しているため。</p> <p>また、障害者自立支援審査支払等システム等の分析結果による、事業所への指導・助言は前年度に引き続き実施できているため。</p>																																							

<p>今後に向けて</p>	<p>令和6年度からを計画期間とする第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画においても、引き続き目標として設定しております。令和6年度は新採用や人事異動で新しく障がい福祉課に配属となった職員が多くいるため、そういった職員を中心に今後も引き続き研修等の参加を通じ、障害福祉サービス等の知識を深めていきます。</p> <p>また、障害者自立支援審査支払等システム等の分析結果を活用し、障害福祉サービス事業所へ指導及び助言を行い、事業所の適正な運営を確保することで、障害福祉サービス等の質を向上に取り組みます。</p>	
<p>評価会議の評価</p>	<p>B</p>	<p>評価理由</p> <p>障害福祉サービス等の質の向上に向けての研修などに取り組み、概ね目標を達成できていることを評価します。</p> <p>サービスの質を高めるためには単なる給付事務だけではなく、各事業の運営基準やその基礎となる法令の知識及び各事業者における支援の実態との対比などが不可欠となります。今後も引き続き担当課職員の専門性の充実を図り、事業所や運営者への的確な指導・助言及びチェック機能を担ってほしいと考えます。</p> <p>また、今後は障がい当事者からの意見も聞いて支援の種類や対応を考えていくなど、利用者がより安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組んでほしいと考えます。</p>

Ⅲ 障害福祉サービス等の実績

1. 障害福祉サービス・相談支援

サービスの種類	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	
①訪問系サービス											
1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	サービス量(時間/月)	1,262	1,533	121.5%	1,262	1,884	149.3%	1,262	1,828	144.9%	
	実利用者数(人/月)	60	65	108.3%	60	80	133.3%	60	65	108.3%	
②日中活動系サービス											
2 生活介護	サービス量(日/月)	3,471	3,640	104.9%	3,504	3,748	107.0%	3,537	3,768	106.5%	
	実利用者数(人/月)	173	183	105.8%	175	192	109.7%	177	193	109.0%	
3 自立訓練(機能訓練)	サービス量(人日/月)	46	35	76.1%	46	25	54.3%	46	16	34.8%	
	実利用者数(人/月)	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	1	50.0%	
4 自立訓練(生活訓練)	サービス量(人日/月)	45	47	104.4%	45	86	191.1%	45	65	144.4%	
	実利用者数(人/月)	3	5	166.7%	3	11	366.7%	3	6	200.0%	
5 就労移行支援	サービス量(人日/月)	418	422	101.0%	418	386	92.3%	418	634	151.7%	
	実利用者数(人/月)	25	25	100.0%	25	39	156.0%	25	36	144.0%	
6 就労継続支援(A型)	サービス量(人日/月)	221	211	95.5%	221	185	83.7%	255	175	68.6%	
	実利用者数(人/月)	13	13	100.0%	13	15	115.4%	15	10	66.7%	
7 就労継続支援(B型)	サービス量(人日/月)	1,747	1,573	90.0%	1,747	1,843	105.5%	2,008	1,969	98.1%	
	実利用者数(人/月)	115	99	86.1%	115	139	120.9%	135	131	97.0%	
8 就労定着支援	実利用者数(人/月)	24	15	62.5%	29	23	79.3%	34	13	38.2%	
9 療養介護	実利用者数(人/月)	10	9	90.0%	10	9	90.0%	10	9	90.0%	
10 短期入所(ショートステイ)	福祉型	サービス量(人日/月)	522	262	50.2%	522	367	70.3%	648	322	49.7%
		実利用者数(人/月)	58	28	48.3%	58	47	81.0%	72	28	38.9%
	医療型	サービス量(人日/月)	501	234	46.7%	501	350	69.9%	627	316	50.4%
		実利用者数(人/月)	51	21	41.2%	51	39	76.5%	65	27	41.5%
		サービス量(人日/月)	21	28	133.3%	21	17	81.0%	21	6	26.7%
		実利用者数(人/月)	7	7	100.0%	7	8	114.3%	7	1	20.0%
③居住系サービス											
11 自立生活援助	実利用者数(人/月)	2	1	50.0%	2	2	100.0%	2	1	50.0%	
12 共同生活援助(グループホーム)	実利用者数(人/月)	70	65	92.9%	77	94	122.1%	85	98	115.3%	
13 施設入所支援	実利用者数(人/月)	78	83	106.4%	77	85	110.4%	76	81	106.6%	
④相談支援											
14 計画相談支援	実利用者数(人/月)	30	29	96.7%	30	31	103.3%	31	124	400.0%	
15 地域移行支援	実利用者数(人/月)	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	
16 地域定着支援	実利用者数(人/月)	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	

2. 障害児通所支援・障害児相談支援

①障害児通所支援										
17 児童発達支援	サービス量(人日/月)	610	575	94.3%	670	590	88.1%	730	814	111.5%
	実利用者数(人/月)	61	55	90.2%	67	97	144.8%	73	88	120.5%
18 医療型児童発達支援	サービス量(人日/月)	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
	実利用者数(人/月)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
19 放課後等デイサービス	サービス量(人日/月)	2,033	1,696	83.4%	2,411	1,992	82.6%	2,858	2,364	82.7%
	実利用者数(人/月)	210	165	78.6%	251	231	92.0%	300	219	73.0%
20 保育所等訪問支援	サービス量(人日/月)	10	7	70.0%	12	9	75.0%	14	7	50.0%
	実利用者数(人/月)	5	4	80.0%	6	5	83.3%	7	7	100.0%
21 居宅訪問型児童発達支援	サービス量(人日/月)	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	実利用者数(人/月)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
②障害児相談支援										
22 障害児相談支援	実利用者数(人/月)	28	17	60.7%	39	17	43.6%	53	59	111.3%

3. 地域生活支援事業

サービスの種類	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	
①相談支援事業											
23	障害者相談支援事業	か所数(か所/年)	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	6	100.0%
24	あやとも協議会※1	か所数(か所/年)	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
25	成年後見制度利用支援事業										
	市長申立て	実利用者数(人/年)	5	3	60.0%	7	1	14.3%	10	1	10.0%
	報酬助成	実利用者数(人/年)	12	7	58.3%	17	7	41.2%	27	6	22.2%
②意思疎通支援事業											
26	手話通訳者派遣事業	実利用者数(人/年)	25	15	60.0%	25	18	72.0%	25	15	60.0%
		延利用件数(件/年)	275	114	41.5%	275	144	52.4%	275	133	48.4%
27	要約筆記者派遣事業	実利用者数(人/年)	2	3	150.0%	2	2	100.0%	2	4	200.0%
		延利用件数(件/年)	25	19	76.0%	26	27	103.8%	28	40	142.9%
28	手話通訳者設置事業	実利用者数(人/年)	25	23	92.0%	25	25	100.0%	25	31	124.0%
		延利用件数(件/年)	487	414	85.0%	539	593	110.0%	581	570	98.1%
③日常生活用具給付等事業											
29	介護・訓練支援用具	給付件数(件/年)	10	3	30.0%	12	5	41.7%	25	8	32.0%
30	自立生活支援用具	給付件数(件/年)	8	13	162.5%	7	11	157.1%	103	7	6.8%
31	在宅療養等支援用具	給付件数(件/年)	19	8	42.1%	25	4	16.0%	2	8	400.0%
32	情報・意思疎通支援用具	給付件数(件/年)	14	6	42.9%	15	11	73.3%	28	2	7.1%
33	排泄管理支援用具	給付件数(件/年)	309	320	103.6%	318	345	108.5%	25	348	1392.0%
34	居住生活動作補助用具	給付件数(件/年)	5	3	60.0%	6	0	0.0%	581	1	0.2%
④移動支援事業											
35	移動支援事業	か所数(か所/年)	27	24	88.9%	28	24	85.7%	29	27	93.1%
		実利用者数(人/年)	38	21	55.3%	39	24	61.5%	40	22	55.0%
		延利用時間数(時間/年)	2,853	1,652	57.9%	2,649	2,046	77.2%	2,460	2,324	94.5%
⑤重度障害者移動支援事業											
36	重度障害者移動支援事業	延利用者数(人/年)	244	226	92.6%	249	221	88.8%	254	258	101.6%
⑥住宅改良費助成事業											
37	住宅改良費助成事業	給付件数(件/年)	3	3	100.0%	3	4	133.3%	3	0	0.0%
⑦地域活動支援センター											
38	地域活動支援センター	か所数(か所/年)	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
		実利用者数(人/年)	205	151	73.7%	231	151	65.4%	260	151	58.1%
⑧その他事業											
39	訪問入浴サービス事業	登録者数(人/年)	5	4	80.0%	4	3	75.0%	4	4	100.0%
40	日中一時支援事業	実利用者数(人/月)	66	41	62.1%	70	59	84.3%	74	71	95.9%
41	社会参加促進事業										
	点字・声の広報事業	実利用者数(団体/月)	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
		手話入門・手話通訳者養成研講座	実利用者数(人/月)	30	23	76.7%	17	17	100.0%	17	24

4. 発達障がい者等に対する支援

①発達障がい者に対する支援											
43	ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム	実利用者数(人/月)	6	8	133.3%	6	12	200.0%	6	4	58.3%
44	一般相談支援事業(発達障がい)	実利用者数(人/月)	86	129	150.0%	86	207	240.7%	86	270	314.0%

5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービスの種類	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度				
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率		
①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築												
45	保険・医療・福祉関係者による協議の場	開催回数(回/年)	4	4	100.0%	4	5	125.0%	4	4	100.0%	
		関係者ごとの参加者数(人/回)	10	8	80.0%	10	8	80.0%	10	29	290.0%	
		目標設定及び評価の実施回数(回/年)	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	
46	地域移行支援	実利用者数(人/月)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	
47	地域定着支援	実利用者数(人/月)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	
48	共同生活援助	実利用者数(人/月)	28	35	125.0%	31	47	151.6%	34	55	161.8%	
49	自立生活援助	実利用者数(人/月)	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	
※1 正式名称は「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」		計画値から	+30%以上	6事業			11事業			14事業		
			+11~30%	2事業			7事業			5事業		
			±10%	28事業			19事業			20事業		
			-11~30%	13事業			18事業			2事業		
			-30%未満	18事業			10事業			24事業		
			算定不可(実績0)	8事業			10事業			10事業		

令和5年度は、数値目標を掲げた75項目のうち、41項目が計画値に対し70%以上で推移しました。令和4年度の75項目のうち、55項目に比較すると減となっております。特に日中活動系サービスや日常生活用具給付等事業で70%未満の項目が目立っています。

そのほかは、地域定着支援や医療型児童発達支援など、令和4年度に引き続き利用のないサービスを除けば、おおむね計画通りサービスの利用ができていると考えます。

IV 進行管理・評価報告書全体を通して ～ 評価会議委員からの意見 ～

- ・目標1：グループホーム等の設置数や目標3：一般就労を受入れてくれる企業等の外的要因が深く関与する目標については、自己努力のみでは目標達成はかなり厳しいのではないかと考えます。
- ・一般就労への移行は、国の施策としても障がい者の法定雇用率の引上げや障がい者雇用のための事業主の支援強化等が決定されていることからわかるように、市だけでなく社会全体で取組んでいく事柄であると考えます。
- ・全体的に、計画にそって様々な取り組みをされていることは評価できます。それぞれの関係機関との連携は大切なことですが、ただ連携すればいいというわけではなく、一つ一つの機関や事業所のサービスの質の向上につながっていくことを期待したいです。
- ・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画については令和5年度で計画期間が満了となりましたが、引き続き第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に沿ってサービスの充実を図り、障がい児者が安心して地域で暮らせるよう、当事者を含めて考えていける場を大切にしたいと思います。



V 参考資料

1. サービスの種類と内容

(1) 障害福祉サービス・相談支援

サービスの種類		内 容
①訪問系サービス		
1	居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事・外出の介護等を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
	行動援護	行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時における移動支援等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
②日中活動系サービス		
2	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
3	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
4	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
5	就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、適性にあった職場への就労等が見込まれる方に対し、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業（原則2年の就労に向けた通過型の事業）です。 この間ハローワーク等とも連携を図りながら、トライアル雇用、障がい者委託訓練等を活用することで、適切で効果的な支援を実施します。
6	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約の締結等により働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
7	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難で、雇用契約の締結等による就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います（障がい者の作業訓練の場）。
8	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者の方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを提供します。
9	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活のサービスを提供します。
10	短期入所（ショートステイ）	障がいのある人を自宅で介護する方が病気の場合などに、夜間を含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。
	福祉型	
	医療型	
③居住系サービス		
11	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
12	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上のサービスを提供します。
13	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

サービスの種類		内 容
④相談支援		
14	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者の自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化し、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために、サービス等利用計画の作成等を行います。
15	地域移行支援	入所施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者等について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
16	地域定着支援	居宅で単身等で生活する障がい者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態の時等に訪問や対応等の各種支援を行います。

(2) 障害児通所支援・障害児相談支援

サービスの種類		内 容
①障害児通所支援		
17	児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の育成、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
18	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法上の機能訓練または医学的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に、児童発達支援及び医療的ケアを行います。
19	放課後等デイサービス	就学している障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、医療的ケアが必要な重度障がい児の受入先を確保し、放課後等の居場所づくりを推進します。
20	保育所等訪問支援	児童発達支援センターもみの木園の職員が、幼稚園や保育所、乳児院、児童擁護施設などを訪問し、保護者や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
21	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
②障害児相談支援		
22	障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい児の自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化し、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために、障害児支援利用計画の作成等を行います。

(3) 地域生活支援事業

サービスの種類		内 容
①相談支援事業		
23	障害者相談支援事業	障がいのある人や家族からの相談に応じる相談支援について、地域における中核的な役割を担う基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターを中心に相談支援事業所と連携し、相談支援を行います。
24	障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会	障がいのある人が、安心して暮らせる地域を作るため、関係機関が情報を共有し、障がい福祉に関する地域の課題を検討し、支援を強化します。
25	成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方で、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって、費用負担が困難な方に対して、後見人等への報酬の助成を行います。
	市長申立て	
	報酬助成	

サービスの種類		内 容
②意思疎通支援事業		
26	手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を行います。
27	要約筆記者派遣事業	
28	手話通訳者設置事業	
③日常生活用具給付等事業		
	在宅の重度の障がい児者及び難病等の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。	
29	介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット等
30	自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者屋内信号装置等
31	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人体温計等
32	情報・意思疎通支援用具	点字器、人口咽頭等
33	排泄管理支援用具	ストマ装具等
34	居住生活動作補助用具	住宅改修費
④移動支援事業		
35	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児者に対して、外出のための支援を行うことによって、地域における自立と社会参加を促します。
⑤重度障害者移動支援事業		
36	重度障害者移動支援事業	歩行困難な身体障がい児者で車いすを使用している人を対象に、リフト付き車両等を運行し、障がい児者の社会参加の促進を図ることを目的に実施します。
⑥住宅改良費助成事業		
37	住宅改良費助成事業	在宅の重度心身障がい児者に対して、居住する自宅家屋の玄関等、住宅設備の改善に要する費用を助成し、日常生活の利便を図ります。
⑦地域活動支援センター		
38	地域活動支援センター	精神障がいのある人の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。
⑧その他事業		
39	訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な重度障がい児者に対して、入浴サービスを提供します。
40	日中一時支援事業	障がい児者を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行い、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るとともに、医療的ケアが必要な重度障がい者の受入先の確保を進めます。
	社会参加促進事業	
41	点字・声の広報事業	文字による情報入手が困難な障がい児者のために、「広報あやせ」等を定期的に点訳、音訳を行い、地域で生活するうえで、必要な情報を提供します。
42	手話通訳者・奉仕員養成研修事業	聴覚障がい児者の意思疎通を図るために、必要な手話通訳者・奉仕員を養成します。（現「手話通訳者養成講座・手話入門講座」）

2. 綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価に係る評価会議
委員名簿

(敬称略・順不同)

組 織 名 等	氏 名	備 考
綾瀬市身体障害者福祉協会	西 川 和 朗	座長
綾瀬市手をつなぐ育成会	大 部 さつき	副座長
社会福祉法人聖音会 さがみ野ホーム	佐 竹 昇 平	
社会福祉法人唐池学園 貴志園	田 中 晃	
社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会	綱 島 明	